

■ 重茂里地区の復興パターン案について

<p>被害の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川堤防を乗り越え、県道の橋梁が流され、地区一面に津波が押し寄せた。 浸水面積は38.7haにわたり、浸水高はTP+10.5~20.4mとなり、最大浸水深が15.5mに達した。 浸水区域内の建物（住宅以外も含む）の82.9%が流失または撤去となる被害を受け、壊滅的な被害を受けた。 	
<p>復興まちづくりの考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害時も孤立することのない自立した純漁村を形成する。 住む場所は津波被害を受けない安全な場所に確保する。 津波到来時も孤立することなく地域間を連絡できる道路を整備する。 	
<p>イメージ図</p>	<p>案A：今回の浸水区域は非可住地とし住宅を背後地の高台へ移転</p>	<p>案B：2線堤(水門)機能を兼ねた県道新設し、それより山側を可住地、海側を非可住地とし高台へ移転</p>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた場所に近いところへの移転を行う。 非可住地であっても漁業施設用地としての活用はできるが、住む場所と働く場所が分離することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた場所に近いところへの移転を行う。 2線堤をかねる県道整備により、一部では従前地での再建が可能となる。 県道が津波により寸断されることはない。 県道を嵩上げするため、住宅地のすりつけ道路が必要となる。

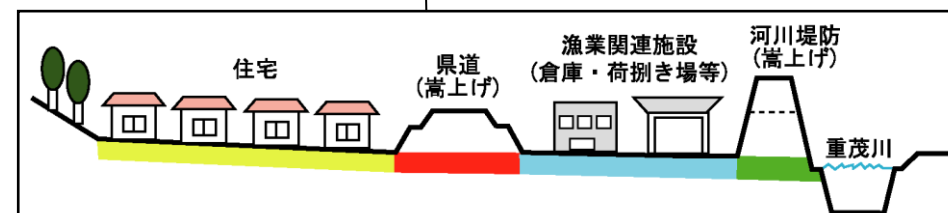
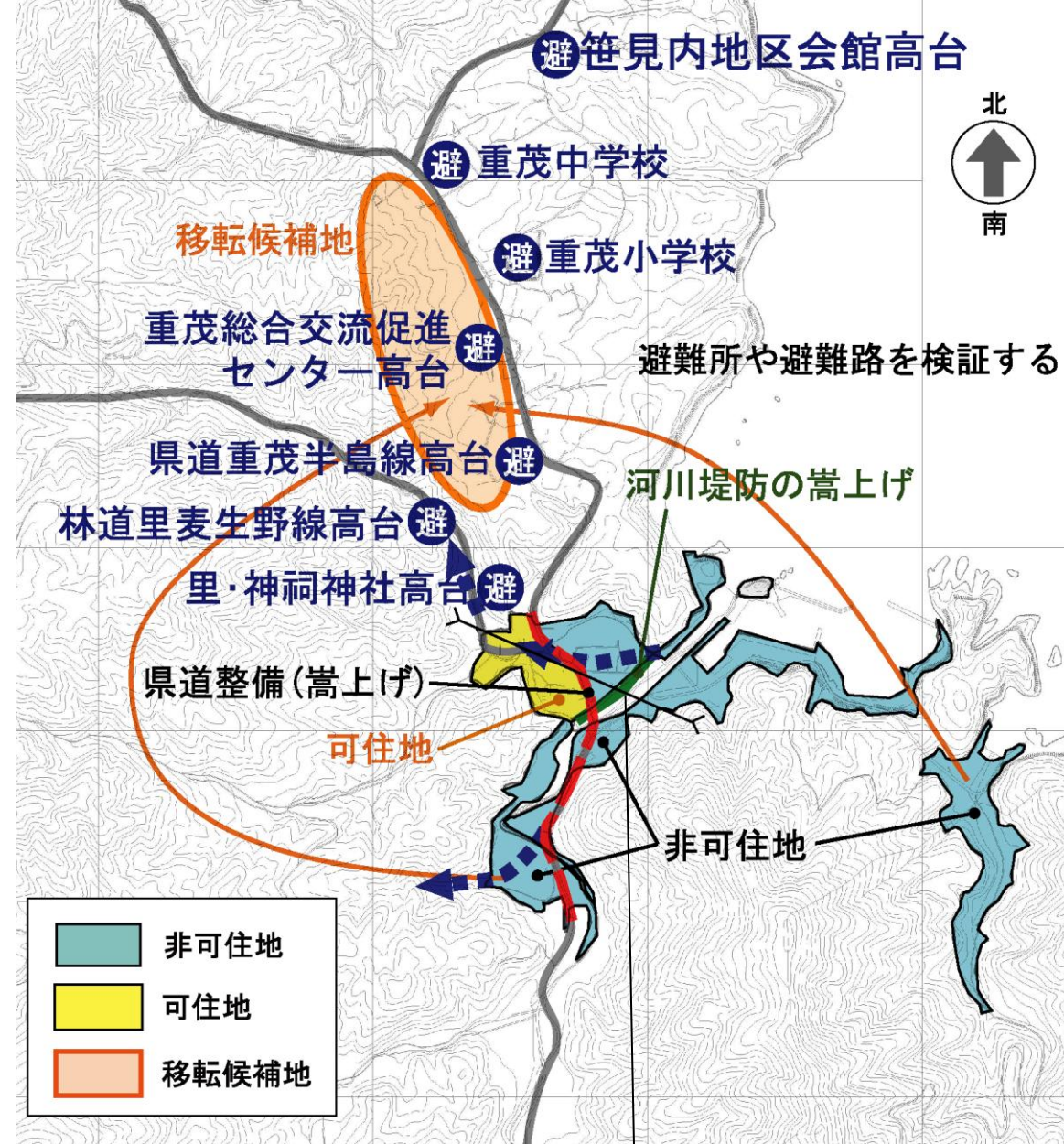
復興パターン案

復興まちづくりの考え方

- ・ 災害時も孤立することのない自立した純漁村を形成する。
- ・ 住む場所は津波被害を受けない安全な場所に確保する。
- ・ 津波到来時も孤立することなく地域間を連絡できる道路を整備する。

イメージ図

案C：河川堤防を嵩上げして背後地を可住地、重茂川上流部は非可住地として高台へ移転



特徴

- ・ 河川堤防の嵩上げと2線堤をかねる県道整備により従前地での再建が可能となる区域が広がるが、一部では住み慣れた場所に近いところへの移転を行う。
- ・ 漁港や水産加工場など仕事の場と住む場所が近い。
- ・ 河川堤防を高くすることにより重茂川上流部へ津波が遡上するため、上流部の集落が移転する必要がある。
- ・ 県道を嵩上げするため、住宅地のすりつけ道路が必要となる。